

あなたの「権利」と「暮らし」を

あなたとみんなで考える

高島市の権利擁護の仕組み



厚生労働省
成年後見制度キャラクター
「後犬ちゃん」

☎ 0125-8120
社会福祉課 暮らし連携支援室

私たちは誰でも、年齢を重ねたり、障がいがあったり、病気になったりすることで、自分の望む暮らしを実現していくことが難しくなることがあります。そのようなとき、地域や専門職が一緒に暮らせるように支援をする、それが権利擁護です。
国では現在、権利擁護のための法的手段である「成年後見制度」の抜本的な見直しが進められています。そこで今回は、高島市の現状について紹介します。

このようなことはありませんか？

【日常生活での困りごと】

- お金の管理が不安になってきた。
- 契約の内容がよく分からない。
- 大切な書類をどこにしまったか分からなくなる。
- 家族や周りの人から不当な扱いを受けている。



【将来への不安】

- 認知症になったらどうしよう。
- 一人暮らしで、判断能力が低下したときが心配。
- 障がいのある家族の将来が不安。

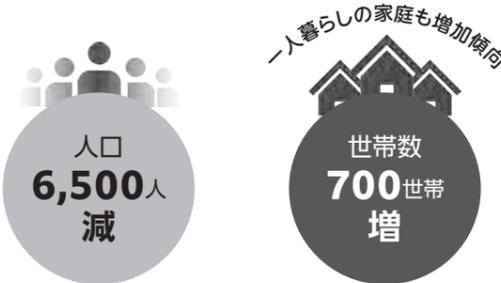


変わりゆく家族の形と地域の現状

困りごとや不安への対応は、これまで本人の代わりに家族が行ってききましたが、近年は人口減少や核家族化が進み、家族の形は大きく変わってきました。

そのような状況で、「家族に頼りたくても家族がいない」または「家族はいるが頼れない」といった相談が増えています。

【高島市の10年前と比べて】



現在1世帯あたりの平均人数は **2.12人**

互いの強みを生かして
権利擁護支援の
取り組みを進めているよ!



権利擁護支援の「中核機関」

高島市では、高島市社会福祉協議会と共同して「中核機関」を設けて、市民の権利を幅広く守るために、権利擁護支援の司令塔として取り組みを進めています。

高島市 社会福祉課 暮らし連携支援室

- ☑ 高齢、障がい等の分野を問わない連携体制をつくることができる。
- ☑ 市が進める地域共生社会の実現に向け、他の事業と一体的に取り組むことができる。



中核機関

高島市社会福祉協議会 権利擁護支援センター

- ☑ 成年後見サポートセンターの実績と法人後見の受任などこれまでの経験を生かしたサポートができる。
- ☑ 法人として地域の情報や実情を幅広く把握している。

【中核機関で取り組んでいること】

- 1 身寄りのない人の支援を考えるガイドブックづくり
- 2 成年後見制度の受任における専門職との関係づくり
- 3 関係機関のスキルアップ研修などの実施

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、日常生活の中で、一人で決めることに心配・困難がある人をお手伝いするための制度で、次の2種類があります。

▼厚生労働省ホームページ



法定後見制度

認知症や障がいなどの状態に応じて、家庭裁判所が契約の代理や同意、取り消しなどをする人を選びます。本人の能力によって、「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分けられ、本人の希望する人が選ばれたり、必要だと思われる専門家などが選ばれたりします。

任意後見制度

将来、契約や相続などをすることが心配になったときに備えて、あらかじめ自分が選んだ人に、代わりにしてほしいことなどを決めておきます。

困ったら相談窓口へ！

高島市権利擁護支援センター（高島市社会福祉協議会）

☎ (25) 5720



障がい者相談支援センターコンパス

☎ (20) 9058



障がい者に関するはこちら！

【マキノ・今津地域】

あいりんつむぎ地域包括支援センター

☎ (22) 2282

【高島・安曇川地域】

高島・安曇川地域包括支援センター

☎ (36) 0857

【朽木・新旭地域】

高島市地域包括支援センター（高齢者支援課）

☎ (25) 8150



あなたの権利は あなたと 地域のみんで守る

権利擁護は、特別な人だけの問題ではありません。誰もが年齢を重ね、いつかは支援が必要になるかもしれません。そのような時に大切なのは

- ① 相談できる場所・人があること
- ② 元気なうちから自分の思いを伝えておくこと、遺言やマイウェイノート等の方法で残しておくこと です。

「あなたの権利」について、これからもあなたと地域のみんで一緒に考えていきましょう。